

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年1月25日付けで行った、「管理票（県一連番号〇〇-〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、理由の提示に不備がある違法なものであることから取り消すべきである。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、令和2年12月21日付けで実施機関に対し、「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日の管理票に記載された私の個人情報（〇〇署のもの）」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第22条第2項の規定に基づき、令和3年1月4日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和3年1月25日付けで本件開示請求について、文情第〇〇〇号により本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和3年4月21日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和3年12月8日付けで、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和4年1月24日に諮問庁の職員からの

意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

- (1) 不開示箇所とその理由が特定できる情報が存在しないことについては、開示しない情報及び該当箇所の詳細を情報提供していることから、却下すべきである。
- (2) 「対象箇所を特定せず」との主張については上記(1)のとおりである。また、「不開示理由が不当である」との主張については否認し、その理由については以下のとおりである。

ア 警察職員の氏名について

警部及び警部相当職以上の職員を除く警察職員の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号において、開示請求者以外の個人に関する情報は不開示情報として規定されており、ただし書イ、ロ、ハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

同号ただし書イについて、警部及び警部相当職以上の職員を除く警察職員の氏名は、埼玉県職員録においても、新聞の人事異動情報等においても公表されていない。よって、当該情報は慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえず、知ることが予定されている情報ともいえないため、同号ただし書イに該当しない。

同号ただし書ロについて、警部及び警部相当職以上の職員を除く警察職員の氏名を不開示にすることにより、現実に、人の生命、健康等に被害が発生し、又は将来、人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高いとする特段の事情はないため、同号ただし書ロに該当しない。

同号ただし書ハについて、警部及び警部相当職以上の職員を除く警察職員の氏名は、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分ではないため、同号ただし書ハに該当しない。

また、警部及び警部相当職以上の職員を除く警察職員の氏名を公にした場合、警

察職員が活動対象としている人物等から、職員本人、又はその家族への脅迫、あるいは懐柔を容易にさせることとなり、そのような事案が発生した場合には、警察の任務である公共の安全と秩序の維持に支障をきたすのは明白であるため、当該情報は、開示すると、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」である。

よって、警部及び警部相当職以上の職員を除く警察職員の氏名は、条例第17条第3号及び第5号に該当する情報として不開示としたものである。

イ 開示請求者以外の個人に関する情報について

本件対象保有個人情報は、複数の当事者が関与する相談の記録であるため、開示請求者以外の当事者に関する情報が含まれており、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号において不開示情報として規定されている。

なお、同号ただし書イにおいては、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしているが、当該情報について審査請求人が知ることができた状況があったとしても、それが個別的な状況にとどまる限り「慣行として」には当たらないことから、これには当たらず、また、不開示にすることにより、人の生命、健康等に被害が発生する、もしくは将来、人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高いとする特段の事情はなく、さらに、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分でもないため、条例第17条第3号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから、条例第17条第3号柱書きに該当する情報である。

また、開示した場合、今後、警察からの聴取に対して積極的な情報提供を躊躇させるおそれがあり、それにより警察と他の機関との連携を妨げ、必要な情報を組織的に把握することが困難となり得ることから、開示すると、適正な苦情・相談等業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

よって、開示請求者以外の個人に関する情報は、条例第17条第3号及び第7号柱書きに該当する情報として不開示としたものである。

ウ 警察事務に支障を及ぼすおそれのある情報について

本件対象保有個人情報には、相談に関して警察以外の他の公共機関から聴取した

情報が含まれており、当該情報は、他の公共機関の職員から警察に対し提供された情報であって、当事者である審査請求人に開示することとなれば、他の公共機関と警察との信頼関係が崩れ、他の公共機関から協力が得られにくくなるなど、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

よって、条例第17条第7号柱書きに該当する情報として不開示としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、令和〇年〇〇月〇〇日に記録された審査請求人の相談に係る管理票である。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていたが、「本件審査請求の対象となる処分には、不開示箇所とその理由が特定できる情報が存在せず、文書としての体をなしていなく、それ自体が不当である」と主張している。これは、本件処分における部分開示決定通知書記載の不開示とした理由についての不服と解することができる。

加えて、審査請求人は、本件処分における部分開示決定通知書記載の開示しない情報のうち、「警察事務に支障を及ぼすおそれのある情報」を不開示にしたことの理由について、「具体的にどのような警察事務に支障をおよぼすのかも記載されておらず、理由に不備がある」と主張するので、当審査会では、本件処分における理由の提示に不備があるかについて検討する。

(2) 理由の提示について

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、条例第21条第1項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定した旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、保有個人情報の一部を開示し、その余の部分を開示しない、すなわち申請の一部を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」にあたり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項の規定により、

申請者に対する処分と同時に、その理由を書面により示さなければならぬとされている。この理由の提示は、行政手続の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、この通知に提示すべき理由としては、不開示とする部分について、所定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所平成4年（行ツ）48号同年12月10日第一小法廷判決参照）。

当審査会において、本件処分における部分開示決定通知書を確認したところ、「開示しない情報」欄に、「警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く）」、「開示請求者以外の個人に関する情報」、「警察業務に支障を及ぼすおそれのある情報」と記載されており、「その理由」欄には、「開示しない情報」欄の記載の情報ごとに、それぞれ開示した場合の支障の内容とともに、不開示とした理由の該当条文の記載が認められる。

そして、部分開示決定通知書の「開示しない情報」欄に記載された部分と本件対象保有個人情報の不開示とした部分の対応関係を照合すると、「警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く）」及び「開示請求者以外の個人に関する情報」に対応する不開示箇所は本件対象保有個人情報の中に複数存在することが認められるものの、部分開示決定通知書の記載では、不開示とした部分各々を具体的に特定する記載はなく、部分開示決定通知書の「開示しない情報」欄に記載された部分と本件対象保有個人情報の不開示とした部分の対応関係を正確に把握できない状況であった。

そうすると、不開示とした部分が複数ある場合において、不開示とした部分を特定していないときは、不開示とした情報のどの部分がどのような理由により不開示とされたのか明らかでなく、求められる理由の提示としては十分とはいえないことになる。

なお、諮詢手続の説明によると、実施機関は、本件処分を行った後に不開示とした部分について、審査請求人から説明を求められたため、本件対象保有個人情報のどの部分に該当するのかを口頭で説明したことである。また、本件審査請求がなされた後に、実施機関は、「保有個人情報部分開示決定処分に係る情報提供について（令和3年7月12日付け文第〇〇〇号）」（以下「情報提供文書」という。）において、部分開示決定通知書の「開示しない情報」欄に記載された部分が本件対象保有個人情報のど

の部分に該当するのかを記載した文書を審査請求人に対し交付していることが認められる。しかし、手続条例の趣旨からすると、実施機関が本件処分を行った後に、不開示とした部分の特定を、上記のような、口頭により説明すること、又は、情報提供文書を交付することのいずれの方法により部分開示決定通知書の「開示しない情報」欄に記載された部分が本件対象保有個人情報のどの部分に該当するのかを提示したとしても、本件処分において理由の提示に不備があったという瑕疵が遡って治癒されるものではない。

したがって、手続条例の規定の趣旨に則った理由の提示が行われたとまではいえない。

審査請求人は、「警察事務に支障を及ぼすおそれのある情報」を不開示にしたことの理由について、「具体的にどのような警察事務に支障をおよぼすのかも記載されておらず、理由に不備がある」としているので、これについても検討する。

本件処分における部分開示決定通知書の「開示しない情報」欄に記載された、「警察事務に支障を及ぼすおそれのある情報」に対する「その理由」欄には、「開示することにより他の公共機関との連携を妨げ、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当するため」とされている。開示することにより他の公共機関との連携を妨げることがあることの記載はあるものの、不開示とされた情報がどのような情報で、これが開示されると、事務・事業のどのような性質に基づき、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのかについて記載はなく、理由の提示として十分なものとはいえない。

以上のことから、実施機関が不開示とした部分のすべてにおいて、その理由の提示は、十分なものとはいせず、不備があると判断する。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 意見

本件処分については、理由の提示に不備があるので取り消したうえで、再度の決定をすべきであるが、再度の決定を行う際には、適切な理由の提示を行うよう十分留意すべきである。実施機関が再度の決定を行う際の留意事項とするため、実施機関が本件対象保有個人情報において不開示とした部分について、部分開示決定通知書に記載された開示しない情報ごとに意見を述べる。

(1) 警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く）（以下「警察職員の氏名」という。）について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報は、警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討する。

ア 同号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしている。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合とは、ここでの検討対象である公務員の氏名に関しては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、例えば、県政資料コーナーに配架されている埼玉県職員録に氏名が掲載されている場合が該当すると考えられる。

警察職員の氏名は、埼玉県職員録においても、新聞の人事異動情報等においても

公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいはず、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イに該当しない。

なお、審査請求人は、審査請求人の相談に対応した警察職員が自身の苗字を名乗り、その苗字を聞いているため、警察職員の苗字は、条例第17条第3号ただし書イに該当する情報であり、警察職員の氏名を開示すべきと主張しているが、諮詢庁に対し、相談において対応した警察職員が必ず自己の氏名を名乗るかについて説明を求めたところ、常に名乗るものではなく、当事者の求めに応じて氏名を名乗る場合もあるとのことである。よって、氏名を名乗るかについては、対応した職員の任意に委ねられているため、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とまではいえない。

イ 同号ただし書ロ該当性について

同号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するときに限り開示することとしている。これは、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む、人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。この比較衡量に当たっては、個々の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、警察職員の氏名を開示にすることにより、現実に、人の生命、健康等に被害が発生し、又は将来、人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高いとする特段の事情も認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

ウ 同号ただし書ハ該当性について

同号ただし書ハは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、警察職員の氏名は、公務員の職及び職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、警察職員の氏名は、条例第17条第3号に該当する。

なお、実施機関は、当該不開示情報について、条例第17条第3号と併せて条例第

17条第5号に該当すると主張している。警察の職務の特殊性から、業務の相手方の反発・反感を招きやすく、警察職員の氏名を開示することによって、職員本人及び家族等が脅迫や懲戒の対象とされるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるということは、必ずしも否定し得ないと考える。

したがって、条例第17条第5号に該当する。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報

本件対象保有個人情報を見分したところ、本件処分において不開示とした部分は、本件対象保有個人情報1枚目のうち、「関係所属」欄に記載の情報（以下「不開示部分1」という。）及び本件対象保有個人情報2枚目のうち、「申出人3」欄のうちの「年齢」欄に記載の情報（以下「不開示部分2」という。）である。

不開示部分1については、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることが認められることから、条例第17条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当する事情も認められない。

なお、実施機関は、条例第17条第3号と併せて条例第17条第7号に該当すると主張しているが、諮詢庁の説明によると、不開示部分1は、他の公共機関から取得した情報を基に、その情報を組織内部に周知するために記載した情報であるとのことである。そのような情報が開示されることとなると、他の公共機関から今後協力を得られなくなり、さらに他の事案においても情報を取得することが困難となることが考えられ、実施機関の「警察と他の機関との連携を妨げ、必要な情報を組織的に把握することが困難となり得る」との主張も首肯できる。

したがって、不開示部分1は、苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第17条第7号柱書きに該当する。

不開示部分2については、特定の個人の年齢であるが、不開示部分2が含まれている「申出人3」欄は、年齢の他に氏名、住所等が記載されており、「申出人3」欄の情報が全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。よって、不開示部分2についても、特定の個人を識別することができるものであり、条例第17条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものである。

また、審査請求人は相談の際、申出人3が警察職員に対し年齢を回答したことを聞いていることから、不開示部分2は、条例第17条第3号ただし書イに該当する情報であり、開示すべきと主張するが、条例第17条第3号ただし書イで規定する「慣行として」は、個別な関係性や事情により知り得るものではなく、開示請求者の家族構成に関する情報のように開示請求者であれば当然に知り得る情報に該当する場合について例外的に開示を認めている規定である。よって、申出人3が年齢を回答したことを見た審査請求人が聞くことができる状況があったとしても、個別的な事例であり、条例第17条第3号ただし書イに該当するとまではいえない。

なお、実施機関は、条例第17条第3号と併せて条例第17条第7号に該当すると主張しているが、諮問庁の説明によると、申出人の氏名、住所、年齢等の情報は、警察が相談記録を作成するにあたり申出人から提供を受けた情報であるとのことである。そのような情報が開示されることとなると、警察と申出人の信頼関係が損なわれ、詳細な相談記録を作成することができなくなることが考えられるため、苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第17条第7号柱書きに該当する。

(3) 警察事務に支障を及ぼすおそれがある情報

条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報は、他の公共機関職員である「申出人3」欄に記載された特定の個人から聴取した情報に係る記録であって、当該公共機関が把握している審査請求人の相談の件についての情報が記載されていることが確認でき、警察が相談業務を遂行するにあたり、他の公共機関が保有する情報が提供されたものと考えられる。よって、そのような情報が開示されると、弁明書で主張する、「他の公共機関との信頼関係が崩れ、他の公共機関からの協力が得られにくく

くなるなど、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがある」という実施機関の主張は理解できる。

また、審査請求人は、当該不開示情報について、聴取時に審査請求人が同席していることから知っている内容であるため開示すべきと主張している。その点について、諮詢庁の説明によると、実施機関は相談を担当した職員等に確認を取るも、聴取時に同席した事実を確認することができなかつたため不開示にしたとのことであった。当審査会においても同席した事実を確認することはできないため、同席していなかつたものとして判断せざるを得ない。そうすると、当該不開示情報は、条例第17条第7号柱書きに該当する不開示情報と判断せざるを得ないということになる。

(答申に関与した委員の氏名)

大沢 光、田中 智美、寺 洋平

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 12 月 8 日	諮詢（諮詢第170号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和 3 年 12 月 24 日	審議
令和 4 年 1 月 24 日	諮詢庁からの意見聴取及び審議
令和 4 年 3 月 14 日	審議
令和 4 年 4 月 11 日	答申